

社会保障と税の一体改革関連 8 法案、社会保障と税の一体改革集中審議

[議事録 10/10]

税源偏在性のは正方針

- ・地方法人課税の偏在性のみを取り出して是正しようとする意義
- ・地方税財政制度に適合する税源偏在性は正方策

○吉川沙織君

最後に、地方税の法人課税の問題について少しお伺いしたいと思います。

税制抜本改革法案第7条では今後の税制改革の方向性等が打ち出されていて、その中には地方税制に係る規定もあります。

これによれば、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本的見直しを行うこと、そして地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性、今ばらつきがありますので、それを是正する方策を講じることとされています。

現状を見てみると、地方の仕事量に見合った地方税源が確保されておらず、つまりこれは、受益と負担の一一致といった地

方税による財源調達のメリットを生かすためにも地方の仕事量に見合った地方税源の拡充を目指すことが必要であります。

その際には、税源の偏在性は全てなくなるということはありませんけれども、併せてタックスミックスの内容を検討し、税源の偏在が少ない税目の割合を高めること等により地方団体間の収入格差を小さくしていくことは可能だと思います。

税源の偏在性については、一般的には人口一人当たりの税収額の格差をもって表されます。人口に応じて財政需要が決定されるととらえれば、財政需要のないところにも税収をもたらすのは好ましくないという帰結となり、人口一人当たりの税収に基づく税収格差を是正すべきと考えられることになるかもしれません。

ただ、平成22年の決算額を見ますと、地方税全体で東京と沖縄で2.6倍となる一方、地方法人二税の格差



は東京と奈良で 5.4 倍となっており、この考え方に基づけば、地方法人二税の方の格差が大きいのでこれを見直すべきとなると思います。

ただ、全体的な偏在度の推移を見ますと、地方税全体としては縮小傾向にありますし、今回、地方消費税拡充されることになりますので、更に偏在度が緩和されることになると思います。よって、今回取り立てて地方法人課税の偏在性のみ取り出してこれを行おうとするとの意義について、総理にお伺いします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君)



地域主権改革を推進する中で地方がその役割を十分に果たしていくためには、地方税を充実をさせて、そして税源の偏在が小さく、しかも税収が安定的な地方税体系を構築することが重要であるというふうに思います。

今御指摘があった地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえまして、今回の消費税法改正法案における地方消費税の引上げの時期を目途に見直しを行うこととしております。

今後、各種審議会からの御提言なども参考にしながら、地方団体の意見なども踏まえつつ、国、地方の税制全体を通じた幅広い検討を行い、税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税財政体系の構築に努めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君

租税本来の機能は公共サービスを提供するための必要な資金を調達することですから、各地方団体における税収がそれぞれの団体における必要な財政需要を賄えるよう配分されるということは大変大事なことだと思います。

今、地方法人税の課税の見直しについて御答弁いただきましたけれども、これは平成 20 年に法律が作られました。どういった法律だったかといいますと、地方税の一部を国税化してそのまま譲与税として配分するというこの制度は、租税の原則やいろんな税制の観点からすると、やはり税制としてはかなりゆがんでいるものではないかと思います。

創設当時の状況を振り返ってみると、苦肉の策としてこの法律が立てられたと思いますが、これは単に税制の格差の是正のみを目的としたものであり、無原則な課税と言わざるを得ないんじゃないかなと思います。

地方税の持つ負担分任性や応益性の観点からはできる限り全ての団体に均衡に所在する税源によることが望ましいと思いますし、これは、可能な限り普遍的な税源から生み出される税収が各地方団体に与えられるようすべきものと考えます。

よって、この地方法人課税を見直すことによって税源の偏在性を是正する



方策としては、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地方法人課税を国の法人税の地方交付税へそれぞれ移換する。

当時も、私、平成20年の質疑の際に取り上げましたけれども、言わば交付税原資交換論を基本に検討するのが地方税財政制度に最も適合する制度だと思いますが、総理、ちょっと一言いただけませんでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君)

一つの御見識だと思いますので、そういうことを踏まえながらのこれから検討になると思います。

○吉川沙織君

この地方税制の在り方、税源配分、国と地方の税源の配分については、参議院の特別委員会では実はほぼ議論をされていませんでしたし、この法律が通ったならば消費税の引上げまでに議論をするという大変重要な、国と地方の在り方、地方分権を大事にする我々としてはしっかり議論をしていかなければならぬ課題だと認識しております。



前半は、若年層、社会保障の持続性という観点から、若い世代の雇用が安定をしなければ国民全体の負担が増えてしまう、だからこそ若者の雇用を拡充していかなければならぬという観点で質疑をさせていただ

きましたし、後半は、税の在り方、税源配分の在り方、そして今回の消費税の在り方をどう国民の皆さんに訴えかけていくかという観点で質疑をさせていただきました。

様々な議論がございますし、物の見方もたくさんございます。ただ、我々として将来世代に対して責任を持つ、そういう意思決定をしていかなければならないということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。